

解体工事等における工事成績評定要領の運用

(令和5年3月1日技管-1088)

(総則)

第1 この運用は、秋田県工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）において、解体工事等考査項目の無い工事の成績を適切に評定するため、必要な事項を定めるものである。

(対象工事)

第2 次の工事を本運用の対象とする。

- 1) 解体工事（建築工事）
- 2) 解体工事（土木工事）
- 3) 河川工事（州ざらい工事）
- 4) 暗渠排水工事（埋戻し）
- 5) ほ場整備工事（整地仕上げ）
- 6) ほ場整備工事（整地工中間検査）

(評定方法)

第3 対象工事の評定は、評定要領に基づき行うものとするが、『3. 出来形及び出来ばえ』については、運用別紙1～6により評定を行うものとする。

(システムの入力)

第4 工事成績評定システムの入力については、別添「解体工事等の工事成績評定システム入力マニュアル」に基づき行うものとする。

(考査項目運用表の保存)

第5 各対象工事の評定に使用した考査項目運用表（別紙1～6）は各監督公所で保存するものとする。

(その他)

第6 この運用に定めのないものについては、評定要領に基づくものとする。

附 則

令和2年4月1日以降に入札公告又は指名通知した工事に適用する。ただし、令和2年3月23日以降に着手し、令和2年度にまたがる工事（補正発注工事等）についても適用する。

附 則

この要領の運用は、令和5年4月1日から適用する。